

**改正**

平成30年9月5日改正第71号

令和2年12月24日改正第129号

令和3年3月31日改正第56号

令和5年9月20日改正第194号

令和5年12月13日改正第214号

東北学院大学内部質保証体制及び手続に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、東北学院大学内部質保証に関する基本方針に基づき、東北学院大学（以下「本学」という。）の内部質保証のための体制と手続に関し必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規程において「内部質保証」とは、本学が教育、研究及び社会貢献並びにそれを支える管理運営及び財務に関わる業務について、自己点検・評価等を踏まえて質的向上を図り、本学に求められる社会的期待並びに自己の定める目的及び目標からみて、それらの業務が一定水準にあることを自らの責任で説明又は証明する恒常的かつ継続的活動をいう。

(内部質保証の責務)

**第3条** 本学、本学を構成する全ての組織及び職員は、それぞれの業務について、内部質保証に努めなければならない。

(自己点検・評価の責務)

**第4条** 本学、本学を構成する全ての組織及び職員は、内部質保証を適切に行うために、それぞれの業務について、次に掲げる事項を含む自己点検・評価を実施しなければならない。

- (1) 業務の質向上に向けた目標設定
- (2) 前号の目標達成に向けた行動
- (3) 前2号の事項についての点検・評価
- (4) 前号の点検・評価の結果を利用した改善方策の策定及び実施
- (5) 前各号に関する説明及びその公表

2 本学の自己点検・評価は、東北学院大学点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）

が統括する。

3 本学を構成する全ての組織は、当該組織の業務に関する自己点検・評価の実施に責任を持つ組織を置き、所属する職員の自己点検・評価の実施に関して点検・評価委員会を助けるものとする。

4 職員は、点検・評価委員会の指示によるほか、職務に内在する職責として業務の自己点検・評価を実施しなければならない。

(自己点検・評価の実施)

**第5条** 本学は、東北学院大学点検・評価に関する規程（以下「点検・評価に関する規程」という。）に基づき、点検・評価委員会のもと、自己点検・評価を実施する。

(委員会の設置)

**第6条** 本学に、内部質保証をつかさどる組織として、東北学院大学内部質保証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の目的)

**第7条** 委員会は、本学、本学を構成する全ての組織及び職員が実施する自己点検・評価について点検・評価し、その結果を学長に報告するとともに、それらの自己点検・評価がより内部質保証に資するものとなるための改善方策を審議し、学長に提言するとともに、関係組織又は職員が行う改善に向けた取組を支援することを目的とする。

(委員会の審議事項)

**第8条** 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学における自己点検・評価の結果において改善が必要と思われる事項
- (2) 本学における自己点検・評価の適切性及び有効性の点検・評価
- (3) 本学における自己点検・評価結果活用の適切性及び有効性の点検・評価
- (4) 前各号の事項に関する情報の公開
- (5) 前条の関係組織又は職員が行う改善に向けた取組の支援
- (6) その他本学の内部質保証に関する事項

2 前項第1号から第5号までにに関する審議は、点検・評価に関する規程に基づき実施される自己点検・評価の報告書が提出された後、速やかに行わなければならない。

3 委員会は、第1項の審議事項に関して自己点検・評価を実施した組織又は職員からの報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

4 委員会は、第1項各号で審議した結果について学長に報告を行う。

(優先事項)

**第9条** 委員会は、前条第1項に規定する審議を行うに当たり、本学における教育の質保証の重要性に鑑み、次に掲げる事項を優先的に取り扱うものとする。

- (1) 授業の内容及び方法
- (2) 教育課程及び教育プログラム
- (3) 教育成果及びその測定
- (4) 教学上の三つの方針の適切性の検証
- (5) 教育環境及び教育施設
- (6) 教育組織編制及び教員組織編制
- (7) 学生支援
- (8) 自己点検・評価に提示された証拠データ
- (9) 自己点検・評価に関する情報の公開

(委員会の組織)

**第10条** 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学長室長
- (3) 高等教育開発室長
- (4) 総務部長
- (5) 政策支援IR課長
- (6) 委員長が指名する者 若干名

2 委員会には、学長が陪席する。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に陪席させることができる。

(委員長)

**第11条** 委員会に委員長を置き、副学長（学務担当）をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、副学長（総務担当）をもって充てる。

3 副委員長は、委員長の命を受けたとき又は委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

(委員会の招集、定足数及び議決)

**第12条** 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員が公務のため委員会に出席できないときは、その事情を明らかにして委員長に委任状を提出し、議決権の代理行使を委託することができる。

4 委員会の議決は、出席した委員の過半数の同意をもって行い、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(学長の対応)

**第13条** 学長は、第8条第1項により審議された事項が改善を要すると認められた場合は、関係組織又は職員に対し、次に掲げる事項を含めて適切な措置を命じることができる。この場合において、学長は、必要に応じて東北学院大学教学改革推進委員会又は大学院委員会の意見を聴取する。

- (1) 改善の勧告又は命令
- (2) 改善支援の勧告又は命令
- (3) 改善プログラム作成の勧告又は命令
- (4) 改善目標設定の勧告又は命令
- (5) その他改善に有効と思われる措置

2 学長は、前項に掲げる措置のうち、理事会の承認が必要なものについては、必要な手続を取らなければならない。

3 学長は、第9条第4号の事項を審議した結果、教学上の三つの方針の改定が必要と認められた場合は、別に定める手続により改定の検討を命じることができる。

(事務)

**第14条** この規程に関する事務は、学長室政策支援 I R 課において処理する。

(改廃)

**第15条** この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

#### 附 則

この規程は、平成27(2015)年3月25日から施行し、平成26(2014)年12月26日から適用する。

附 則 (平成30年9月5日改正第71号)

この規程は、2018(平成30)年9月5日から施行し、2018(平成30)年8月1日から適用する。

附 則 (令和2年12月24日改正第129号)

この規程は、2020年12月24日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正第56号)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月20日改正第194号)

この規程は、2023年9月20日から施行し、2023年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年12月13日改正第214号)

この規程は、2023年12月13日から施行する。